

# 飯田都市計画

(飯田市決定)

## 都市計画公園の変更（素案）

令和7年 月

飯 田 市

## 飯田都市計画公園の変更(飯田市決定)

都市計画公園中 3・3・2 号風越公園を次のように変更する。

| 種 別  | 名 称   |      | 位 置          | 面 積     | 備 考   |
|------|-------|------|--------------|---------|-------|
|      | 番号    | 公園名  |              |         |       |
| 近隣公園 | 3・3・2 | 風越公園 | 飯田市小伝馬町 1 丁目 | 約1.10ha | 区域の変更 |

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

飯田警察署等、都市機能の集約化の推進を図るため、公園区域の一部を変更するものである。

## 変 更 理 由 書

### <変更の経緯>

風越公園は中心市街地に位置しており、昭和53年6月に市民の慰楽に供する事を目的として都市計画決定され、昭和55年4月に供用を開始した公園である。

令和元年より飯田警察署の建替え及び運転免許センターの併設が検討され始め、令和4年10月、風越公園を一部利用した、現地での飯田警察署の建替え及び運転免許センター併設の方針が長野県警察本部から示された。また、それと同時に、風越公園の区域内に長野県が文化施設として設置している飯田創造館の閉館が公表された（長野県ファシリティマネジメントに基づく取組）。

### <再整備方針の検討>

現行の風越公園内には、児童遊戯広場、多目的広場、展示・鑑賞広場、創造館、駐車場といった施設が整備されており、創造館の廃止に伴い、関連する施設（展示・鑑賞広場、来館者用駐車場）は不要となる。

再整備にあたっては、近隣公園として現状の児童遊戯広場、多目的広場等の各種機能を維持していく。また、緑地をできるだけ確保するとともに緑化駐車場や雨水浸透性舗装の園路にするなど、ストック効果が高まるよう、グリーンインフラの推進も図ることとする。

上記のとおり、現公園機能が維持されるよう再整備をすることで、現在有している機能が損なわれることはなく、また、都市公園の全市的な量的整備水準においても、目標値である市民1人当たりの敷地面積15㎡以上かつ市街地における市民1人当たりの敷地面積5㎡以上を確保できることから、当公園の面積を減ずることによる影響はないと判断した。

それらを踏まえ、飯田市と長野県警察本部の協議の結果、風越公園の一部を運転免許センターの敷地として利用する方針を決定した。

### <都市公園法 第16条(都市公園の保存規定)について>

飯田市土地利用基本方針では、都市機能を適正に配置したコンパクトな都市づくりを推進することとしており、住みやすいまちづくりを目指して、効率的で機能集約されたコンパクトシティの形成を図ることを基本方針としている。

また、飯田市版立地適正化計画においても高次都市施設（主要な行政施設・行政機能）については、まちなかの暮らしやすさを向上させ、まちの活力を維持する観点、及び郊外への新規立地、移転を抑制するため、中心拠点（都市機能集積区域）における高次都市施設の維持、立地誘導を図ることとしている。

地域のニーズとしても、運転免許センターの設置は南信州地域の悲願となっており、地元の意見として飯田警察署の現地建替え及び運転免許センターの併設に関する要望をいただいている。

上位計画及び地域ニーズを踏まえ、警察署及び運転免許センターの郊外への移転を防ぎ、また中心拠点への行政施設の集約化を図るためにも、警察署及び運転免許センターとして風越公園の一部を利用することは、公園の機能を著しく阻害することなく、都市公園法第16条第1項における「公益上特別の必要がある場合」と解釈できるため、都市計画公園の変更を行うものである。

新旧対照表

(旧)

| 種 別  | 名 称   |      | 位 置        | 面 積     | 備 考 |
|------|-------|------|------------|---------|-----|
|      | 番号    | 公園名  |            |         |     |
| 近隣公園 | 3・3・2 | 風越公園 | 飯田市小伝馬町1丁目 | 約1.80ha |     |

(新)

| 種 別  | 名 称   |      | 位 置        | 面 積     | 備 考   |
|------|-------|------|------------|---------|-------|
|      | 番号    | 公園名  |            |         |       |
| 近隣公園 | 3・3・2 | 風越公園 | 飯田市小伝馬町1丁目 | 約1.10ha | 区域の変更 |

## 都市計画の策定の経緯の概要

飯田都市計画公園の変更（飯田市決定）

3・3・2号 風越公園

| 事 項                          | 時 期                                                   | 備 考                                      |
|------------------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 地元説明会                        | 令和 7年 2月 13日（木）<br>令和 7年 2月 18日（火）<br>令和 7年 2月 25日（火） | 橋北地区（26名出席）<br>上郷地区（16名出席）<br>東野地区（4名出席） |
| 長野県知事事前協議                    | 令和 7年 3月 25日（火）                                       |                                          |
| 長野県知事事前協議回答                  | 令和 7年 5月 12日（月）                                       |                                          |
| 市民意見募集<br>（パブリックコメント）        | 令和 7年 7月 1日（火）～<br>令和 7年 7月 31日（木）                    | 市広報7月号掲載<br>（7月1日 配布開始）                  |
| 公聴会開催の公告                     | 令和 7年 8月 6日（水）                                        |                                          |
| 素案の閲覧                        | 令和 7年 8月 7日（木）<br>令和 7年 8月 29日（金）                     | 市広報8月号掲載<br>（7月29日 配布開始）                 |
| 公聴会<br>（都市計画法第16条第1項）        | 令和 7年 9月 7日（日）                                        |                                          |
| 地域協議会                        | 令和 7年 8月下旬<br>令和 7年 9月初旬<br>令和 7年 9月初旬                | ※以下予定<br>橋北地区<br>上郷地区<br>東野地区            |
| 計画案の縦覧公告<br>（都市計画法第17条第1項）   | 令和 7年 9月中旬                                            |                                          |
| 計画案の縦覧<br>（都市計画法第17条第1項）     | 令和 7年 9月中旬～<br>令和 7年 9月下旬                             |                                          |
| 長野県知事協議<br>（都市計画法第19条第3項）    | 令和 7年 9月中旬                                            |                                          |
| 長野県知事協議回答                    | 令和 7年 10月初旬                                           |                                          |
| 飯田市都市計画審議会<br>（都市計画法第19条第1項） | 令和 7年 10月中旬                                           |                                          |
| 都市計画決定告示<br>（都市計画法第20条第1項）   | 令和 7年 10月下旬                                           |                                          |

# 都市計画公園の経緯の概要

( 3・3・2号 風越公園)

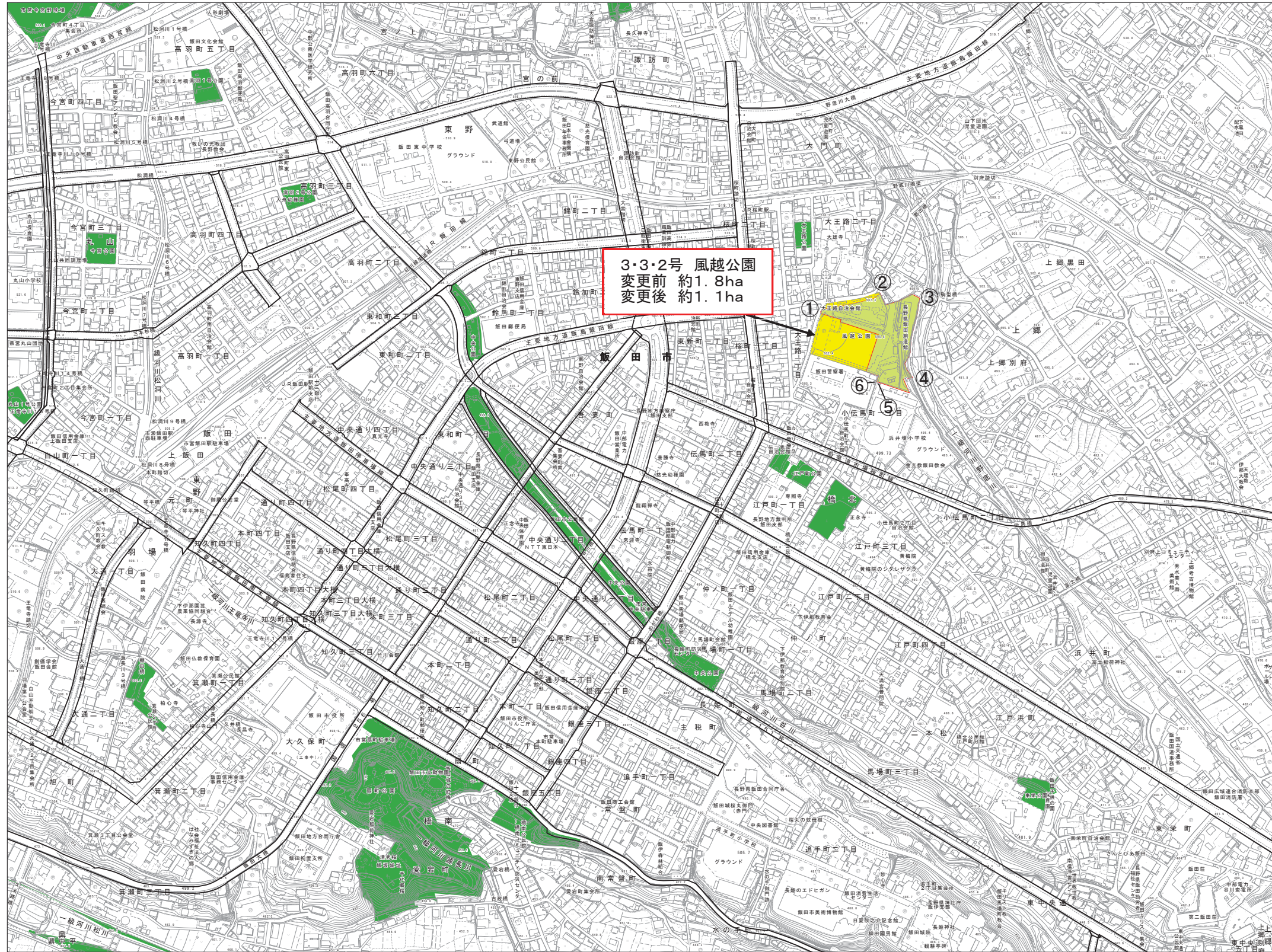
昭和 53年 6月 29日 都市計画決定（長野県告示第312号）

令和 7年 月 日 今回の都市計画変更



計画図（飯田市決定）

飯田都市計画公園の変更  
（飯田市決定） 計画図  
3・3・2号 風越公園  
縮尺 1:2, 500



|      |      |      |
|------|------|------|
| 74-1 | 74-2 | 75-1 |
| 74-3 | 74-4 | 75-3 |
| 84-1 | 84-2 | 85-1 |

- 境界
- ①～② 道路界
  - ②～③ 地番界
  - ③～④ 河川区域界
  - ④～⑤ 地番界
  - ⑤～⑥ 直線
  - ⑥～① 地番界

- 凡例
- 変更後区域
  - 廃止区域
  - 都市計画公園
  - 都市計画道路

1:2,500

